

太田市議会基本条例 評価・検証結果報告書

令和4年2月

議会改革推進特別委員会

1 はじめに

太田市議会基本条例（平成27年太田市条例第26号。以下「議会基本条例」という。）は、議会改革調査特別委員会（平成24年度～27年度）を中心に制定に向けた議論を重ね、平成27年4月26日より施行となりました。

施行から6年が経過しましたが、各条文に規定されている内容について、これまでの本市議会の取り組みと照らし合わせ、現在の到達点を確認し、今後の目標を明確化するために、議会基本条例の評価・検証を実施しました。

コロナ禍の現在、地方議会を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。議会基本条例が、現在の市議会が目指すべき姿を正しく反映させたものとなっているか、議会基本条例の今後の在り方についても議論を行いました。

2 評価・検証体制について

議会改革推進特別委員会委員（12名）

委員長 星野 一広

副委員長 松川 翼

委員 松浦 武志 八長 孝之 水野 正己 板橋 明

高田 靖 中村 和正 渡辺謙一郎 久保田 俊

正田 恭子 木村 康夫

3 評価・検証方法について

- (1) 全26条について、1条ずつ評価・検証を実施した。
- (2) 評価・検証は、議会基本条例評価・検証シート（※別紙）を用いて行った。
- (3) 各会派において、条文に規定されている内容の達成状況について評価・検証を実施した。
- (4) 各会派の評価・検証結果を議会改革推進特別委員会（以下「本特別委員会」という。）にて報告し、本特別委員会で協議の上、最終的な評価・検証結果を決定した。

4 評価区分について

- (1) 達成度の評価は、以下の区分により実施した。
 - A 達成 … 概ねその目的を達成した
 - B 一部達成 … 一部その目的を達成した
 - C 未達成 … 目的を達成できなかった
 - D 未着手 … 該当する事案がないため、全く取り組んでいない

(2) 評価実施後、今後の取り組みについて、次の区分により決定した。

- 1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく
- 2 条文の内容の達成に向けて、今後の取り組みを検討する
- 3 条文の改正を検討する
- 4 その他

5 評価・検証スケジュールについて

全9回にわたり、評価・検証を実施しました。詳細は以下のとおりとなります。

日 程	実 施 内 容
令和3年 6月22日	「議会基本条例評価・検証実施要領」及び「評価・検証シート」を決定
7月16日	第1章・第2章の評価・検証を実施
8月18日	第3章・第4章の評価・検証を実施
9月10日	第5章の評価・検証を実施
10月14日	第6章の評価・検証を実施
11月12日	第7章・第8章の評価・検証を実施
12月 8日	・第9章・第10章の評価・検証を実施 ・評価持ち越しとなった項目について再協議
令和4年 1月18日	・評価持ち越し項目について再協議を実施 ・評価・検証結果報告書（案）を作成
2月 4日	・評価・検証結果報告書を決定 ・議会基本条例の今後の在り方について協議

6 各条文の評価・検証結果について

太田市議会基本条例（平成27年太田市条例第26号）

前文

太田市議会（以下「議会」という。）は、日本国憲法に基づく二元代表制のもと、行政の執行権、議員の議決権及び市民の選択権を明確にし、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能を強め、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

さらに、議会は、太田市の最高規範である太田市まちづくり基本条例（平成17年太田市条例第318号）に規定する議会の役割と責務に基づく公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めることが求められている。

よって、議会は、市長との関係においてチェック・アンド・バランス、すなわち相互の抑制と均衡を堅持しつつ、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、ここに太田市議会基本条例を制定する。

評価結果	—	今後の取り組み	3
-------------	---	----------------	----------

《評価の理由》

・前文は、本条例制定の趣旨、議会の役割や理念について規定したものであるため、評価・検証の対象外とする。

《今後の課題・検討事項》

・より市民に伝わりやすい表現にするため、文言の整理を検討する。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会活動及び議会運営の原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市政に市民の意思を反映させ、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

評価結果

—

今後の取り組み

3

《評価の理由》

・本条例制定の目的について規定した条文であり、具体的な取り組み事項を規定したものではないため、評価対象外とする。

《今後の課題・検討事項》

・現行の条文では「市民に分かりやすい開かれた議会の実現を図ること」を目的としているが、その先にある「市民の付託に応えること」や「市政の発展に寄与すること」を目的とするべきではないかとの意見があり、条文の改正について協議を行った。
・改正の必要性の有無も含め、次年度以降も引き続き検討していく。

第2章 議会の責務と議員の活動原則

第2条 議会の責務

議会は、市の議事機関であり、また市民の負託に基づく市民の代表機関としての役割を認識し、市の重要な政策決定を行うとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について監視及び評価を行わなければならない。

評価結果

A

今後の取り組み

2

《評価の理由》

・委員会や本会議を通じて議論を行い、監視機能を働かせている。同時に、議事機関として議決を通じて政策決定している。
・一般質問や議案質疑、委員会質疑により、建設的な提案がなされている。

《今後の課題・検討事項》

・情報分析力、事務執行の監視や評価を行うための資質向上が求められる。
・事務執行の監視については、具体的な方法を検討する必要がある。
・議員の発言権をより保障する議会運営が求められるとの意見が出された。

第3条 議員の活動原則

<p>議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 調査、研究等の活動を通じ、常に自己研鑽に励み、自らの資質の向上に努めること。</p> <p>(2) 議会が言論の府であり、合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民の福祉の向上を目指すこと。</p> <p>(4) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。</p> <p>(5) 市民に対し積極的に説明責任を果たすこと。</p>			
評価結果	B	今後の取り組み	2
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・第4号に規定されている「議員立法による積極的な条例提案」はできていない。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見の把握、説明責任を果たすための手法について検討が必要である。 ・議員立法による条例提案のプロセスについて、引き続き調査・研究を進めていく。 			

第4条 会派

<p>議員は、同一の理念を有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。</p> <p>3 議会における会派の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。</p>			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none"> ・会派として要望書や意見書を提出するなど、概ね取り組んでいる。 			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・会派要件を見直し、所属議員が1人の「会」も会派として認めるべきとの意見が出された。 			

第5条 議長の権限及び役割

議長の権限及び役割については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定めるところによる。			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・概ね取り組んでいる。			
《今後の課題・検討事項》			
・今後も議長にはリーダーシップを発揮していただき、議会を牽引することで、さらに実効性のある議会改革を推進することが期待される。 ・議長の任期や議長選挙の在り方についても意見が出された。			

第3章 議会運営の原則

第6条 議会運営の原則

議会の運営に当たっては、自律権を認識するとともに、市民の意見を把握し、市民の福祉の向上及び市政の発展に努めなければならない。 2 議会に提出された議案については、十分に審議又は審査するとともに、政策の立案、提言等に積極的に取り組むよう努めるものとする。 3 議会は、合議体であることを認識しつつ、議論を尽くさなければならない。			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・議会運営の原則を踏まえ、概ね取り組むことができている。			
《今後の課題・検討事項》			
・議案だけでなく、政策や提言についても議論を尽くし、合議体として意思決定していくことが求められる。 ・質問時間や回数の方の更なる拡充を求めるとの意見が出された。			

第7条 議会の説明責任

議会は、公正性及び透明性を維持しつつ、市民に開かれた議会を目指すとともに議会運営等に関し、市民に対して分かりやすく説明しなければならない。			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none">・本会議及び予決算特別委員会のインターネット中継や録画配信を行っている。またキーワード検索も可能となっている。・議案名・件名を記載した傍聴資料の配付を行っている。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none">・市民が参加しやすい議会報告会の開催方法について調査・研究を進める。・休日や夜間での議会開催の検討について意見が出された。・委員会のインターネット配信の検討について意見が出された。			

第8条 議員間討議

議会は、言論の府であることを十分に認識し、常任委員会（委員会協議会含む）及び予決算を除く特別委員会における議案審議、議会の構成等に関する事項の協議にあつては、議員間による自由な討議を尽くして合意形成に努めるものとする。			
評価結果	A	今後の取り組み	3
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none">・自由討議の機会を増やし、議員間討議の推進に努めている。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none">・意見書や決議においても、議員間の自由討議の機会を拡大すべきとの意見が出された。・より正しい表現にするため、文言の整理を検討する。			

第4章 市民と議会との関係

第9条 市民との関係

<p>議会は、市政に対する市民の意向の把握及び多様な広報媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、原則として会議を公開するものとする。</p>			
評価結果	B	今後の取り組み	2
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none">・議会だより、議会ホームページにより情報提供に努めている。・議員ごとの議案への賛否の態度をホームページに掲載している。・市民の意向の把握ができていない。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none">・市民の意向を把握する手立てとして、以下とおり意見が出された。<ul style="list-style-type: none">○各種団体との意見交換会や出前授業の開催○SNS等の活用による、情報発信と市民の意向の把握○パブリックコメントの活用○具体的なテーマを投げかけ、市民から意見を求める手法の調査・研究			

第10条 議会報告会

<p>議会は、議会活動の報告及び市政に関する課題について市民と意見交換を行う場として、議会報告会を開催するものとする。</p> <p>2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。</p>			
評価結果	B	今後の取り組み	2
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none">・毎年議会報告会を開催しているが参加者数が少なく、また参加者がいつも同じであるといった課題がある。・コロナ禍により令和2年度、3年度は中止となった。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none">・開催日時や会場、開催方法については、検討の余地がある。・コロナ禍のような状況下においても責務を果たせるよう、オンラインでの議会報告会の実施についても検討を要する。			

第11条 請願及び陳情

議会は、請願及び陳情を適切かつ誠実に取り扱うものとする。 2 請願及び陳情の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・ 誠実な取り扱いができています。 ・ 陳情についても議会運営委員会で個別に取り扱いを判断している。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 請願者、陳情者から直接意見を聴く機会を設けることについて意見が出された。			

第5章 市長等と議会との関係

第12条 市長等と議会

議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、その事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策の立案、提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。			
評価結果	A	今後の取り組み	2
《評価の理由》			
・ 概ね取り組んでいる。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 政策の立案や提言を行っているが、件数が少ない。 ・ 議会としての政策提言のプロセスの確立について、調査・研究が必要である。 ・ 議会の監視機能を十分に発揮させるには、さらなる質問時間の保障が求められるとの意見があった。			

第13条 市長による政策形成過程の説明

議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点及び争点を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (6) 政策等の実施に係る財政措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・概ね取り組んでいる。			
《今後の課題・検討事項》			
・議案質疑や委員会での議案審査を通じて、引き続き説明を求めていく。			

第14条 予算の確保

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

評価結果	A	今後の取り組み	2
《評価の理由》			
・タブレット端末の導入など、必要な予算の確保に努めている。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予算確保に向けて、予算折衝を有利に進める仕組みづくりを検討する。 ・議会運営費や事務局運営費の定期的な見直しについて意見が出された。 ・議会機能強化のために、政務活動費の増額が必要という意見が出された。 			

第6章 議会の権限強化

第15条 議決事件の拡大

法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営が実現できるよう、別に定める。

評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・ 総合計画基本構想を議決事件に加え、議決事件を拡大している。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 過去に縮小した議決事件の範囲を回復すべきとの意見が出された。 ・ 専決処分を可能な限り抑制し、臨時会を開催すべきとの意見が出された。			

第16条 専門的知識の活用

議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

2 議会は、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができるものとする。

評価結果	B	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・ 現在まで活用した事例はない。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 活用の機会やプロセスについて、今後も継続して調査・研究を行う。			

第17条 検討組織の設置

議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討組織を設置することができるものとする。			
評価結果	B	今後の取り組み	2
《評価の理由》			
・ 条例の施行後、現在まで設置した事例はない。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 災害発生時など検討組織を設置する機会を研究していく必要がある。 ・ 市斎場建設や新市民体育館建設など多額の費用を伴う事業については、検討組織を設置すべきとの意見が出された。			

第18条 政務活動費

議会における会派又は所属議員が一人の会（以下これらを「会派・会」という。）は、政務活動費を活用して調査・研究を積極的に行い、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言等の議会機能の強化に取り組むものとする。 2 会派・会は、政務活動費について、その使途の透明性を確保しなければならない。 3 会派・会は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を公表するものとする。 4 政務活動費の交付に関する事項については、太田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年太田市条例第262号）の規定によるものとする。 5 政務活動費の支出に関し必要な事項は、別に定める。			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・ 適切に取り扱い、各会派・会において活用することができている。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 議会機能強化のために、政務活動の増額が課題であるとの意見が出された。			

第7章 議会改革の推進

第19条 議会改革の推進

議会は、議会運営に関して、常に評価と改善を行い、議会改革に継続的に取り組まなければならない。			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none">・本特別委員会を設置し、継続的な取り組みをしている。・議会運営委員会においても評価と改善を実施している。・陳情の取り扱いを変更し、陳情ごとに議会運営委員会に諮るよう改善した。・議長の再任を可能にし、継続した議会改革と運営が図れるようになった。・副議長、議会運営委員長も一般質問をすることで、議会の活性化が図られた。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none">・今後も継続的に議会改革に取り組んでいく。・少数会派・会の議員の発言権の保障、質問時間の保障・拡大を必要であるとの意見が出された。			

第20条 他の議会との連携

議会は、他の地方公共団体の議会との連携を推進し、独自に又は共同して、時代に即した議会のあり方についての調査研究を行うものとする。			
評価結果	B	今後の取り組み	3
《評価の理由》			
<ul style="list-style-type: none">・両毛六市議委員懇談会や視察を通して、他自治体との連携を図っているが、市議会としての取り組みはできていない。			
《今後の課題・検討事項》			
<ul style="list-style-type: none">・他自治体と共同での調査・研究の必要性を鑑み、実態に則した文言となるよう条文の改正を検討する。			

第 8 章 議員の政治倫理、身分及び処遇

第 2 1 条 議員の政治倫理

議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、太田市議会議員政治倫理条例（平成 2 6 年太田市条例第 4 6 号）を遵守しなければならない。

評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・各議員が太田市議会議員政治倫理条例を遵守し、使命の達成に努めている。			
《今後の課題・検討事項》			
・今後も市民との信頼関係を一層深められるよう努力を継続する。			

第 2 2 条 議員定数

議員定数は、太田市議会議員定数条例（平成 2 0 年太田市条例第 3 6 号）で定めるところによる。

評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・太田市議会議員定数条例の規定どおり、30人の議員で構成されている。			
《今後の課題・検討事項》			
・現在の定数から削減しないよう求めていくべきとの意見が出された。 ・議員定数を定めた根拠や見直しの機会についても今後検討すべきとの意見が出された。			

第23条 議員報酬等

議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成21年太田市条例第51号）で定めるところによる。

2 議員が、議会の諸会議を長期間にわたり欠席した場合は、太田市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成25年太田市条例第44号）の定めるところにより、当該議員の議員報酬の月額又は期末手当の額を減じて支給するものとする。

評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・ 条文の規定どおり適切な取り扱いができています。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 今後、議員定数の削減について議論される場合には、議員報酬の見直しを行うべきではないかとの意見が出された。			

第9章 議会事務局の体制整備

第24条 議会事務局の体制整備

議会は、議会の政策立案、監視、調査等の機能を補助させ、議会の事務を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の充実及び強化を図るものとする。

2 議長は、議会事務局の職員（以下「職員」という。）の任命権の重要性を認識し、職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図るため、職員の研修の充実に努めるものとする。

評価結果	B	今後の取り組み	2
《評価の理由》			
・ ICTの活用等により、サポート体制は充実してきた。 ・ 政策立案の補助機能については課題が残る。 ・ 議会としては、議会事務局職員のスキルアップの機会を設けていない。			
《今後の課題・検討事項》			
・ 議会として、議会事務局職員のスキルアップの機会を保障・充実させる必要がある。			

第25条 議会図書室

<p>議会は、議員の政策立案能力の向上のため、議会図書室の図書の実充に努めるものとする。</p> <p>2 議会図書室の管理については、別に定める。</p>			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・新聞は主要全国紙を設置し、書籍についても行政課題をテーマにしたものを置くなど充実してきた。			
《今後の課題・検討事項》			
・議員側からも書籍をリクエストするなど更なる充実を図っていく。			

第10章 条例の検討と見直し

第26条 条例の検討と見直し

<p>議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p>			
評価結果	A	今後の取り組み	1
《評価の理由》			
・本特別委員会で検討を実施している。			
《今後の課題・検討事項》			
・議論を重ねて上で、必要な措置を講じていく。			

7 評価・検証結果まとめ

評価の段階	項目数
A 達成（概ねその目的を達成）	18
B 一部達成（一部その目的を達成）	7
C 未達成（目的を達成できなかった）	0
D 未着手（全く取り組んでいない）	0
－ 評価の対象外	2

今後の取り組み	項目数
1 条文の内容どおり今後も取り組んでいく	15
2 条文の内容の達成に向けて、今後の取り組みを検討する	8
3 条文の改正を検討する	4
4 その他	0

《総括》

議会基本条例の施行後、はじめての評価・検証となりましたが、ほとんどの条文について達成又は一部達成していることが確認できました。

議会の役割の一つである執行機関の監視及び評価については、この間、多くの議員が一般質問を行い、本会議や委員会においても積極的に質疑を行うなど、各議員が主体的にチェック機能を働かせることができています。

一方で、第16条「専門的知識の活用」や第17条「検討組織の設置」については、条文に規定されているものの、実際に活用した事例はなく、活用機会やプロセスについて今後検討が必要であるという結果となりました。また、議会としての政策立案機能の強化も課題として挙げられています。積極的な政策の立案・提言により議会の活性化を図るべく、さらなる議会改革の推進が求められます。

なお、今回の評価・検証の過程で今後の課題とされた事項や、今後の取り組みにおいて「3 条文の改正を検討する」とされた条文につきましては、次年度に引き継ぎ、適切な措置を講じていきたいと思っております。